

府 共 第 1 0 8 号  
平成18年3月2日

各都道府県  
配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課長

配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行について

標記について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「法」という。）第2条の2の規定に基づき、告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）を受け、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1202002号、庁保険発第1202001号 厚生労働省保険局保険課長・社会保険庁運営部医療保険課長連名通知）、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1202001号 厚生労働省保険局保険課長通知）、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被保険者資格の取扱いについて」（平成16年12月6日保国発第1206001号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日 財務省主計局給与共済課事務連絡）、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月13日 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室事務連絡）が、別添参考のとおり発出されています。

配偶者である健康保険の被保険者から暴力を受けた被扶養者が、当該被保険者の被扶養者から外れるに当たり、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下、「証明書」という。）を添付して被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合には、被扶養者から外すことができるとされ、当該証明書は婦人相談所において発行するものとされています。なお、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書についても、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとすることとされています。

つきましては、配偶者からの暴力を受けた被害者（以下、「被害者」という。）から上記に関わる相談を受けた際には、別紙様式等を参考として対応いただくとともに、貴職より配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知して頂きますようお願いいたします。

なお、証明書における「保護」には、相談（電話相談を除く。）のみの場合も含めることといたします。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言です。

また、別添のとおり、同日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長より各都道府県民生主管(部)局長あて、同様の通知が発出されておりますので申し添えます。

- ・ 参考 1 「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」  
(平成16年12月2日保保発第1202002号、庁保険発第1202001号 厚生労働省保険局保険課長・社会保険庁運営部医療保険課長連名通知)
- ・ 参考 2 「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」  
(平成16年12月2日保保発第1202001号 厚生労働省保険局保険課長通知)
- ・ 参考 3 「配偶者からの暴力を受けた者に係る被保険者資格の取扱いについて」  
(平成16年12月6日保国発第1206001号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)
- ・ 参考 4 「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」  
(平成16年12月2日 財務省主計局給与共済課事務連絡)
- ・ 参考 5 「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」  
(平成16年12月13日 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室事務連絡)
- ・ 「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行について」  
(平成18年3月2日雇児福発第0302001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)